

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	鈴	木	晶	雅
同	藤	井		一
同	友	渕	宗	治
同	岩	田	喜	美枝
同	松	本	正	一郎

平成 29 年 3 月 27 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものである。

本件請求が適法となるためには、請求人は都の住民であることが要件となるものである。

このことから、請求書に住所地として記載された各区に、請求人の住民登録の照会をしたところ、住民票が存しない旨の通知を受けた者については、都の住民であることが確認できない。

よって、以上の者に係る本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法である。

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 29 年 3 月 27 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、本件請求において、請求人は、東京都教育庁が作成、配布したオリンピック・パラリンピック学習読本（以下「本件読本」という。）の記述は、オリンピック憲章に明らかに違背した誤謬のものであり、かつ、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけることを強制するものであることから、日本国憲法に反し違憲・違法であるとして、本件読本、映像教材 DVD、教師用指導書（以下、これらを合わせて「本件読本等」という。）の作成、配布のために支出した行為（以下「本件支出行為」という。）の違法の認定並びに教育委員及び教育長に対し、本件読本等の作成、配布に要した費用の返還を求めているものと解される。

また、請求人が違法とする本件財務会計行為は、

- ・オリンピック・パラリンピック学習読本の原稿作成委託（以下「本件原稿作成委託」という。）
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための DVD 映像教材の制作委託

- ・オリンピック・パラリンピック学習読本の印刷
- ・オリンピック・パラリンピック学習読本・指導の手引きの印刷

の4つの契約に基づく支出であると判断される。(以下、本件原稿作成委託を除く3つの支出をまとめて「本件読本等の支出」という。)

#### ア 本件原稿作成委託の支出について

請求人が違法とする本件財務会計行為それぞれの支出日をみたところ、本件原稿作成委託の支出日は平成28年2月19日であり、支出日から請求日まで、1年1か月以上経過している。

平成14年7月16日の最高裁判所判決によれば、「住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている(地方自治法242条2項本文)。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。」としている。

また、請求期間の1年について、法第242条第2項ただし書きでは、「正当な理由があるときは、この限りでない」と定めているが、1年以上を経過して本件請求に至った理由について、請求人は本件請求の中で示していない。

よって、本件原稿作成委託は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

#### イ 本件読本等の支出について

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

そこで、このことを本件読本等の支出についてみると、請求人は、オリンピック憲章では、オリンピック・パラリンピックの表彰式で掲揚されるのは「選手団の旗」、演奏されるのは「選手団の歌」とされており、本件読本にある「国旗」「国歌」との記述は明らかな誤謬であり、オリンピック・パラリンピックのそもそもの基本的精神・理念に関わるものであるから、本件読本等の全てに違法を来たすものであると主張している。

すなわち、請求人の主張は、本件読本の記述内容の違法をいうものであり、これは本件読本等の支出自体の違法・不当をいうものではないと解される。

本件読本等の支出自体の違法・不当とならない行為についての違法を主張することで、当該財務会計上の行為の違法・不当の理由たり得るとすれば、普通地方公共団体

によって発行する広範かつ多岐にわたる印刷物等の内容自体について争うことができるようになってしまい、住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触するものと考えられる。

このことから、請求人は、本件読本等の支出自体の違法性・不当性を主張すべきところ、本件読本の記述の違法を主張するのみで、本件読本等の支出自体の違法・不当を示しているとは認められない以上、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

よって、本件請求は、上記ア及びイにより、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。